

【作成上の留意事項】

令和4年度 重要事項説明書等提出票

- 提出書類に漏れないよう、提出票を作成してください。

重要事項説明書

- 令和3年7月より重要事項説明書の様式が変更されています。最新の様式で作成してください。
- 設置届や変更届で届出済みの内容と相違がないか確認のうえ、提出してください。
- 例年は7月1日時点のものを提出いただいておりますが、今年度については直近のもの（最後に更新して作成したもの）をご提出ください。重要事項説明書の1ページ目の右肩に作成日を記載する欄がありますので、漏れないようにお願いします。

有料老人ホーム情報公表一覧

- 平成30年度より、「有料老人ホーム情報開示一覧表」を廃止し、新たに「有料老人ホーム情報公表一覧」を作成しています。お間違いのないようご注意ください。
- 設置届や変更届で届出済みの内容と相違がないか確認のうえ、提出してください。
- できる限り具体的に記入し、「別添参照」等、別の資料を見なければ分からないような表記は避けてください。また、提出いただいた一覧がそのままNAGOYAかいごネットに掲載されますので、誤記、記入漏れのないように十分注意してください。

貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

- 直近の事業年度分を提出してください。
- 新設法人のため決算書類がない場合は、その旨を提出票に記載してください。
- 他業を営んでいる場合又は親会社がある場合は、それぞれの直近の事業年度の財務諸表を併せて提出してください。
- 複数の有料老人ホームを設置運営している場合は、全体で1部の提出で結構です。

その他

- 有料老人ホーム設置届の添付書類記載項目に変更が生じている場合は、別途、有料老人ホーム変更届の提出が必要です。
- 重要事項説明書は、定期的に更新して入居者等に情報提供してください。
- 各種様式（重要事項説明書等提出票、重要事項説明書、有料老人ホーム情報公表一覧）は、NAGOYAかいごネットの有料老人ホームのページの事業者向け情報内にありますので、それぞれダウンロードしてください。